

富山県動物同行避難所等運営マニュアル

平成 29 年 12 月

富山県厚生部生活衛生課

はじめに

これまでの大規模災害の経験から、飼い主がペットと同行避難することは、動物愛護だけでなく、被災者の心のケアや動物からの危害防止等の公衆衛生の観点からも重要視されてきました。この考えに基づき、平成 25 年 6 月に環境省から各自治体等に向けて「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示されています。

同行避難が推進される一方で、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーのある人がいることも事実であり、避難所生活においては動物に関わる様々な問題の発生が予想されます。

ペットの飼い主も、そうでない方も安心・安全に避難し、避難所運営を円滑に行うためには、避難所におけるペットの受入れ体制や受入後の飼育ルールの整備が必要となります。

そのため、この度、避難所設置主体である市町村が、同行避難者の受入れ体制の整備を検討する際の参考としていただくため、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」を作成しました。本手引きを活用いただき、体制の整備や地域の実情に合わせた独自マニュアルの作成等が県下各地で進むことを期待しています。

1 災害への備えに対する基本的な考え方

地震など災害の被害を最小限に抑えるためには、自らが自身・財産を守る「自助」、地域の人と人との助け合いである「共助」、そして公的機関による市民の安全確保「公助」が大切です。

災害発生時、公的な支援が被災地域に十分に行き届くまでには時間がかかります。その際求められるのは、「自助」「共助」です。特に、被災動物への支援は、人への支援に比べさらに時間がかかることとなります。

災害時にペットを守るのは飼い主です。まずは自分と身近な人の安全を確保し、そして、ペットの安全確保が行えるよう、日ごろからの備え（健康管理、しつけ、フード等の確保、一時預かり先の確保等）をしておくことが必要です。

2 同行避難の考え方

同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することをいいます。同行避難は、避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

ペットと飼い主が同行避難することは、動物愛護の観点だけではなく、被災者である飼い主の避難支援という観点からも重要です。

また、被災動物を放浪状態のまま放置すると、放浪動物が人への危害を及ぼしたり、生活環境に悪影響を及ぼしたりするおそれがあります。

飼い主の自己責任（自助）によるペット用品の備蓄と同行避難を原則とし、避難所においてペットの受入体制を整備しておくことが、被災者が安心・安全に避難するためにも重要です。

第一章 平常時の対策

1 避難所でのペット受入れの検討

避難所の設置場所、規模、構造等によりペットの受入れの条件は変わります。

広い敷地や複数の建物がある避難所では、受入れが比較的容易ですが、小規模な避難所では、受入れが困難な場合があります。

施設にペットを受け入れる余裕がない場合には、ペットの飼育ができる代替場所をあらかじめ選定しておく必要があります。

2 ペットの飼育場所の検討

避難者には、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もいます。また、ペットの鳴き声や匂い、毛の飛散はトラブルの原因にもなります。

避難所でのトラブル発生防止のためにも、避難者の居室とは別の場所に設置する必要があります。

飼育場所を設置する際には、できる限り以下のことを考慮しましょう。

- (1) 避難者の居室と隔離した場所
- (2) 避難者の動線と重ならない場所
- (3) 臭いや鳴き声が避難者の居室に届かない場所
- (4) 屋外に設置する場合は、日照・風雨を避けるためテントやブルーシート等が設置できる場所
- (5) 犬や猫、小動物等は、動物種ごとに分けた飼育場所とする。

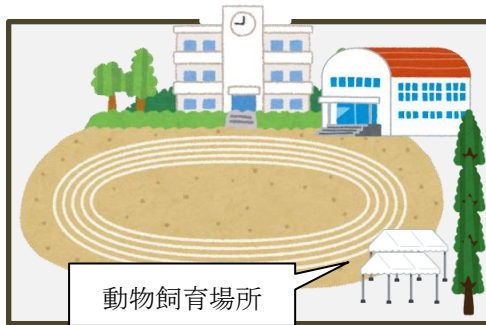
① 屋外に飼育場所を設置検討する場合

通路や施設の入口など人通りの多い場所は、動物が興奮しやすいため避けて設置しましょう。

ペットが適切に飼育管理されるよう、水道設備の近くに設置したり、日照や風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのがいいでしょう。テントが設置できない場合は、駐輪場や渡り廊下など、屋根やひさしのある場所も飼育場所とすることが可能です。

屋外で飼育する場合にも、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ずつないで飼う場合には、鉄棒などの遊具やフェンス等を利用することもできます。

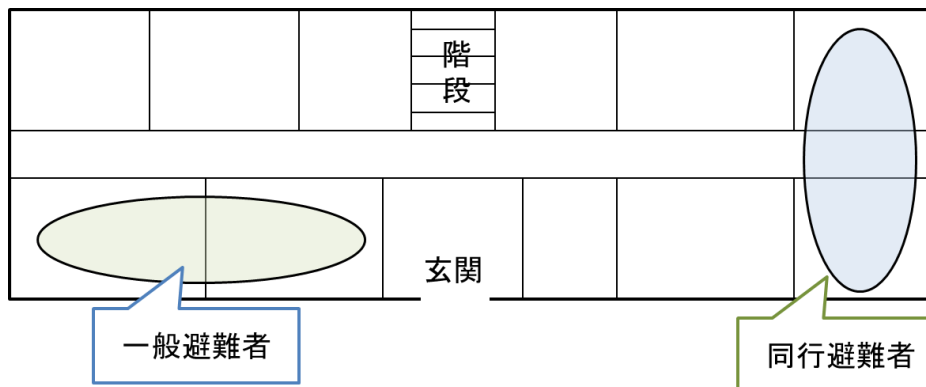
○屋外（テント内）でケージを利用する場合



② 屋内に飼育場所を設置検討する場合

鳴き声や臭いに十分配慮した上で、非飼育者の居室とは離れた場所に飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合には、ケージを使用した飼育管理が原則です。音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も可能です。

○校舎内でペットを飼育する場合



3 飼育管理のルール作成

ペットの飼育管理については、飼い主が責任を持って行うことが原則です。

避難所でのペットによるトラブル発生を防ぐため、基本的な飼育管理のルールをあらかじめ作成しておく必要があります。

【参考：避難所におけるペット飼育のルール例（別紙1）】

4 飼い主、住民への周知・啓発

ペット同行避難が可能な避難所を選定したら、あらかじめ住民に周知することが重要です。そうすることで、ペットの飼い主がどの避難所へ向かえばいいのかわかり、災害時に混乱を避けることができます。

避難所の周知にあわせて、避難所におけるペットの飼育ルールをあらかじめ周知するとともに、平常時のペットの災害対策等についても周知しておく必要があります。

【参考：平常時のペット災害対策チラシ例（別紙2）】

また、事前に避難対象者に対してアンケート調査を行うなど、地域で飼育されているペットの種類、頭数、ケージの有無等について把握しておくことで飼育場所の規模等の想定が可能になります。

第二章 災害時の避難所での受入れ

1 ペットの受入れの決定

ペットの受入れは災害の程度等によっても条件が変わります。避難所での人間とペットの生活空間は完全に分離することが望ましいですが、避難所の状況や避難者の要望等を考慮し、避難所の運営会議等で対応を検討します。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬等）は、飼い主の補助をする必要があるため、例外的な対応が必要となりますので、受入れ態勢を整える必要があります。

ただし、災害発生直後は混乱が生じ、避難所での人間とペットの生活空間が分離されていない状況が想定されます。そのような場合には、発生直後の混乱が落ち着いてから、ペット飼育場所と一般避難者の居住空間を整理し、分離する必要があります。

2 同行避難の受付

避難者がペットと同行避難してきた場合、他の避難者への危害を防止する観点から、一般の避難受付とは別にペット同行避難者の受付窓口を設置し、飼い主を誘導するようにします。ペット同行避難受付にて、飼い主からペットの情報を聞き取り、受入可能か判断した後に飼育場所へ誘導します。

(1) ペットの届出

ペットの受付の際に、飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営に不可欠です。受付時に、飼い主にペットの状況について同行避難動物の申請をしてもらう必要があります（様式1「同行避難動物申請書」）。同時に、飼い主には掲示用管理票（様式2）を記入してもらい、飼育するケージ等に貼り付けてもらいます。

同行避難動物申請書は、避難所で保管し、掲示用管理票の飼い主控えは飼い主が保管します。

また、必ず受付時には、避難所におけるペットの飼育ルールを飼い主に周知します。

犬の場合、鑑札、狂犬病予防注射済票の確認も行います。リードをつけて避難してきた飼い主がいる場合には、飼育場所に犬をつないで飼うことが想定されるため、首輪が抜けないう、ゆるみがないか受付で確かめます。

猫の場合は、逸走防止のため、飼い主が持参したクレート（ケージ）に入れたまま確認を行います。

(2) 受入簿の作成

避難所責任者等は円滑な避難所運営とトラブル発生時の迅速な対応のために、飼い主の申請内容をもとにペットの飼育状況について、同行避難動物管理台帳（様式3）にまとめておきましょう。

(3) ペットの状況による区分け

人に危害を与えるおそれがある危険な動物や大型の動物、飼育に配慮が必要な動物については、同行避難を断ります。

但し、やむを得ず連れてきた避難者がいた場合には、第三者が触れない場所で一時的に保管し、飼い主責任で預かり先等を探してもらうようにしましょう。

感染症予防のため、感染症に罹っていたり、寄生虫（ノミ、ダニ等）がついていたりする動物については、飼育場所を分け速やかに治療、寄生虫の駆除を行うことが必要です。

しつけができていない犬等、避難者へ危害を加えるようなおそれがある場合は、第三者が触れないところでの飼育が必要です。隔離するスペースがない場合には、ケージへの注意書きを行うことで、第三者が触れないようにしましょう。

(4) 避難所以外でペットを飼育する避難者への対応

避難所に収容されるペット以外にも、自宅にペットを保管する方や、車中泊の方など、様々な避難者が想定されます。避難所外でのペット飼育状況を把握し、全ての方にペットの救援物資がいきわたるよう、同行避難を行わなかった飼い主のペット飼育状況を把握しておく必要があります。

避難所以外でのペット飼育の有無を避難所受付の際に聞き取り、同行避難申請書（様式1）を提出してもらうようにしましょう。

第三章 避難所でのペットの飼育管理

1 ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で行います。飼い主に避難所におけるペットの飼育ルールを周知徹底し、トラブル発生防止に努めます。

避難所生活が長期化する場合には、ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、飼い主相互が協力して飼育場所の衛生管理やペットの適正な飼育を行うように促します。(様式4「ペットの飼育当番表」)

2 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペット飼育状況について、その避難所内の避難者に対し情報提供を行います。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知するとともに、避難者への危害防止のため、飼育場所に安易に近づかないように掲示板での張り紙やチラシ等で啓発を行います。

また、ペットの失踪や保護情報、動物救護活動情報、獣医師情報等のペットに関する情報の提供にも努めます。

【参考：避難所ペット飼育情報の例（別紙3）】

○掲示板の設置例



3 トラブル防止・対応

避難所生活が長期化する場合には、避難所でのペット飼育に伴うトラブル発生防止やその解決のため、飼い主の中からペット飼育管理に関する飼育代表者を指定しておきます。

原則として、トラブルの解決は個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等とも協議し、解決に努めるようにします。また、その対応状況と結果については、避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。

4 退所

原則、飼い主とペットは一緒に退所します。

飼い主が避難所から帰宅するときや避難所を移るときは、ペットの飼育場所等の清掃を行い、発生したごみは決められた場所に捨てるよう指示します。

退所時は、飼い主とともに飼育場所においてペットと掲示用管理票（様式2）の飼い主控えを確認した上で退所させます。

退所時に、同行避難動物管理台帳（様式3）及び申請書（様式1）の退所日欄に退所日を記入します。

避難所でのペット飼育は、飼い主やペットにとって大きな負担となります。

災害が落ち着き次第、より飼育に適した場所に、ペットだけでも預けることが大切です。

<預け先の例>

- ・あらかじめ決めておいた遠方の親戚や知人
- ・自宅が安全で、定期的に世話に戻れる場合は自宅にペットを戻す
- ・ボランティアや愛護団体等によるペットの一時預かり 等

第四章 被災動物の救護活動について

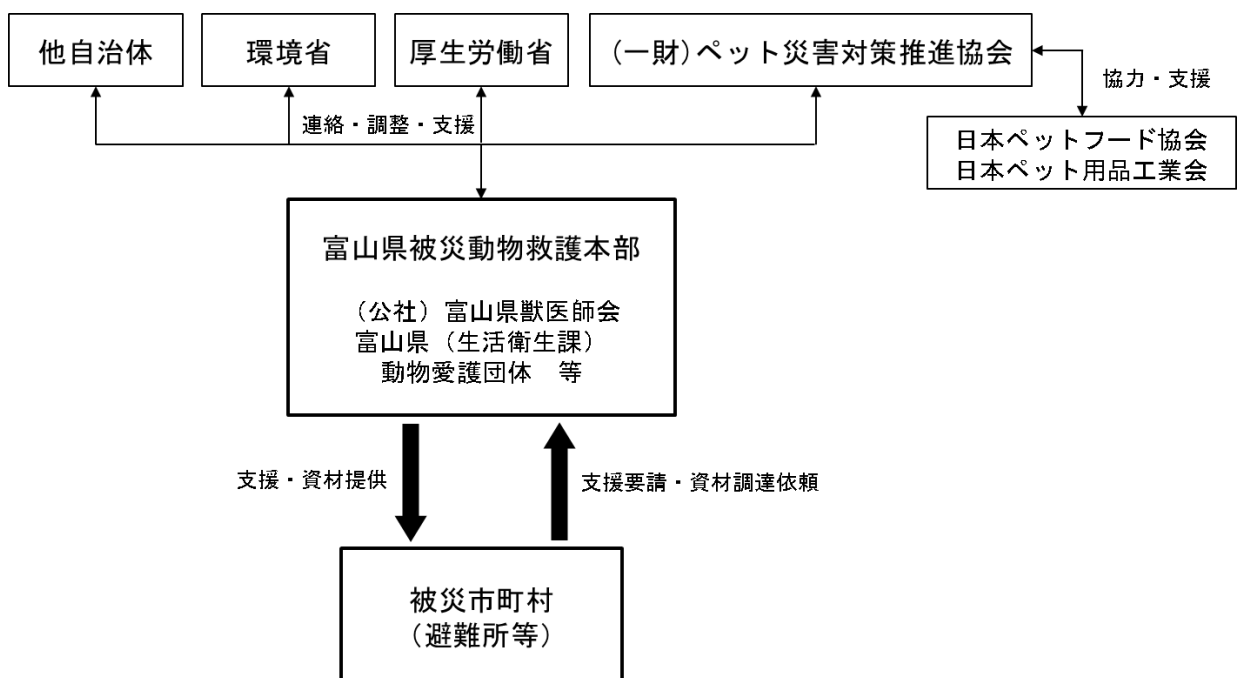
1 富山県被災動物救護本部の対応

災害発生時には、(公社)富山県獣医師会、富山県、動物関係団体等が富山県被災動物救護本部を設置するほか、大規模災害時における動物救護活動に関する協定を締結している(公社)富山県獣医師会を中心として、緊急的な動物救護活動を開始します。

また、富山県被災動物救護本部は、必要に応じて(一社)ペット災害対策推進協会※に応援を要請します。

※ (一社) ペット災害対策推進協会

(一社)ペット災害対策推進協会は、災害発生時にペットとその飼い主を守るため、自治体や関係団体、獣医師と連携し、現地動物救護本部や被災地の自治体等が行う被災動物救護活動を支援します。



2 富山県の役割

富山県地域防災計画に基づき、下記の活動を行います。

- ①被災地域における動物の保護及び収容
- ②飼い主とともに避難した家庭動物の適正な飼養の指導
- ③危険動物が飼養施設から逸走した場合の必要な措置

3 市町村の役割

富山県地域防災計画に基づき、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物について、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努めることになっています。

参考 富山県地域防災計画（抜粋）

風水害編

第2章 災害時応急対策

第9節 避難活動 第6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等 関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等

(1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護ボランティア団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

様式 1

入所日	年	月	日
退所日	年	月	日
管理番号			

同行避難動物申請書

複数いる場合：() 頭中 () 頭目

1 飼い主の情報

フリガナ		電話 番号	
氏名			
住所			

2 ペットの情報

動物種	犬・猫・その他()		
品種		毛色	
動物の名前		年齢	
性別	オス・メス	不妊・去勢手術	済・未
登録情報	犬	登録	無・有(番号：)
		狂犬病予防注射済票	無・有(番号：)
	マイクロチップ		無・有(番号：)
ワクチン接種	無・有(種類：5種混合、7種混合、)		
持病の有無			
特徴			
※飼育場所	※同行避難しない場合のみ記入		

3 誓約事項

- 私は、私の同行避難動物について全ての責任を持ちます。
- 私は、動物飼育場所におけるルール等を遵守いたします。
- 私は、動物に関するトラブルが発生しないよう、適正飼養に努めます。
- 私は、避難所運営組織の指示に従います。

誓約書

上記の動物について、誓約事項を守り適正に管理いたします。

平成 年 月 日 氏名

様式 2

掲示用管理票		管理番号	
動物の名称		性別 (不妊・去勢)	オス ・ メス (有 ・ 無)
飼い主氏名		飼い主連絡先	
持病の有無		特別食の有無	
備考・注意事項 (咬み癖など)			

【飼い主控え】

飼い主控えは、ペットの退所時に必要です。
なくさないように保管してください。

管理番号：

1 ペットの情報

動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()
動物の名称	
性別	オス ・ メス

2 誓約事項

- 私は、私の同行避難動物について全ての責任を持ちます。
- 私は、動物飼育場所におけるルール等を遵守いたします。
- 私は、動物に関するトラブルが発生しないよう、適正飼養に努めます。
- 私は、避難所運営組織の指示に従います。

誓約書

上記の動物について、誓約事項を守り適正に管理いたします。

平成 年 月 日 飼い主氏名

ペットの飼育当番表

避難所:

飼育代表者:

年 月

日	給水係	清掃係	保健係	連絡係	係	係
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

～飼い主のみなさまへ～

避難所におけるペット飼育のルール（例）

避難所には、動物が苦手な方やアレルギーの方もいらっしゃいます。また、非常事態では、人も動物もストレスと不安を抱えています。避難所で人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守ってください。

- ペットには迷子札等の所有者明示措置をし、決められた場所でケージに入れるか、放れないようにしっかりとつないで管理しましょう。
（ケージの置き場、つなぎとめる場所は避難所管理者の指示に従ってください。）
- ペットを避難所の居住スペースへ入れないでください。
- かむ恐れのある動物や、治療中の病気などがある動物はその旨の注意書きをしておきましょう。
- 給餌や抜け毛、排泄物の後片付けを徹底しましょう。
- 排泄は決められた場所でさせ、糞の後片付けは飼い主が責任を持って速やかに行いましょう。
- 散歩のときは、必ずリードを付け、周囲の方の迷惑にならないようにしましょう。
- 避難所にはペットの世話ができない飼い主がいたり、所有者不明の動物が収容されたりする場合があります。みなさんで助け合いながら、世話をしましょう。
- ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めましょう。万が一、ペットが人に危害を加えた、トラブルを起こした場合は、速やかに避難所管理者に報告しましょう。

ペットのために災害に備えましょう

災害が起こった時にペットと安全に避難できるように、日頃から準備しておきましょう。

しつけ

避難所でのトラブルを防ぐため、基本的なしつけを行いましょ。

- ・知らない人や犬に慣れさせる
- ・クレート(ケージ)の中に入る習慣をつける
- ・「おいで」「まで」ができる 等

健康管理

避難所の慣れない環境はペットにとってはストレスとなり、体調を崩す原因にもなります。普段から健康管理に注意しておきましょう。

- ・ワクチン接種(狂犬病、混合ワクチン)
- ・ノミの駆除
- ・不妊去勢手術 等

防災用品の準備

救援物資はすぐには届きません。最低でも5日分のフード(エサ)、水等を準備しておきましょう。

ペットは避難所では基本、クレート(ケージ)の中で過ごします。使い慣れたクレートを用意しましょう。

フード 水 食器 薬 ガムテープ
リード(引き綱) クレート(ケージ)
ペットシート タオル
動物手帳(健康状態や飼い主情報が記載されたもの) 手入れ用品 おもちゃ
飼い主と一緒に写った動物の写真

所有者明示

被災時には、ペットと離れ離れになることもあります。飼い主が分かるように所有者明示をしましょう。

- ・鑑札、狂犬病予防注射済票(犬の場合)
- ・迷子札
- ・マイクロチップ

〇〇市で開設される避難所のうち、以下の避難所はペットとともに避難できます。

避難所名	住所	電話番号
〇〇避難所	~~~~~	~~~~~
××避難所	~~~~~	~~~~~
...		

※ 人に危害を加えるおそれがある危険な動物は受け入れられません。

- ・日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。
- ・避難所でペットと生活するためには、飼い主さん自身の十分な準備が必要です。
- ・避難時には、避難所ごとの飼育管理のルールを守ってください。

〇〇 避難所の皆さまへ

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。



ペットもストレスや不安を感じています。
飼い主さん以外の方がむやみに近づかないよう
にしてください。

飼い主の皆さま

周りの人の迷惑にならないよう、ペットの飼育ルールを守りましょう。

飼い主以外の皆さま

飼い主さんが責任を持って世話をしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、避難所責任者にお知らせください。

飼育代表者	〇〇	〇〇
避難所責任者	〇〇	〇〇